

いちき串木野市医療・介護ネットワーク（MCS）運用ポリシー

（目的）

第 1 条 この運用ポリシーは、いちき串木野市医療・介護ネットワーク整備事業で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、いちき串木野市医療・介護ネットワークを適正に利用することに資することを目的とする。

（法令及びガイドライン）

第 2 条 事業者は医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、いちき串木野市医療・介護ネットワークを利用することとする。

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 最新版

（利用申込）

第 3 条 新たにいちき串木野市医療・介護ネットワークを利用する事業所はいちき串木野市医師会に対して「利用申込書」及び「連携守秘誓約書」を提出し、いちき串木野市医療・介護ネットワークの適正な運用に努めるものとする。（利用申込書・・・別紙様式 1、連携守秘誓約書・・・別紙様式 2）

（連携元事業所）

第 4 条 患者の情報共有を行う場合は、該当する患者を管理する事業所が「連携元事業所」となり、患者情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

（連携元事業所の責務）

第 5 条 連携元事業所は、以下の業務を行う。

- ・いちき串木野市医療・介護ネットワークのグループ登録（患者、自由グループ）及び削除管理
- ・いちき串木野市医療・介護ネットワークの各グループへのユーザーの招待及び解除

（患者同意）

第 6 条 連携元事業所は、いちき串木野市医療・介護ネットワークで情報共有を行うにあたって、患者もしくはその家族と「患者同意書」を交わし、双方が所持するものとする。（患者同意書・・・別紙様式 4）

（いちき串木野市医療・介護ネットワーク管理者の設置）

第 7 条 事業所管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、いちき串木野市医療・介護ネットワーク管理者を設置し、いちき串木野市医療・介護ネットワークの管理運用を行う。

（いちき串木野市医療・介護ネットワーク管理者の責務）

第 8 条 いちき串木野市医療・介護ネットワーク管理者はいちき串木野市医療・介護ネットワークの適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- ・いちき串木野市医療・介護ネットワークの患者情報、個人情報等の管理全般
- ・いちき串木野市医療・介護ネットワークで利用する IT 機器の管理（貸与、私物）
- ・いちき串木野市医療・介護ネットワークの ID の管理
- ・いちき串木野市医療・介護ネットワークの各グループへ招待されたメンバーの招待承認及び解除
- ・いちき串木野市医療・介護ネットワークへの事業所内スタッフ登録及び削除

(スタッフ誓約書と教育)

第 9 条 事業所管理者は、いちき串木野市医療・介護ネットワークを利用する従事者と守秘義務に関する誓約書を交わすとともに、いちき串木野市医療・介護ネットワーク管理者及びユーザーに対して定期的に教育を行うこと。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

従事者誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。(従事者誓約書・・・別紙様式3)

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。
- (3) IT機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者その他の第三者のプライバシーその他の権利を侵害するような行為を一切しない。

(いちき串木野市医療・介護ネットワーク利用上の留意事項)

第 10 条 連携元事業所、いちき串木野市医療・介護ネットワーク管理者及びユーザーは別紙【いちき串木野市医療・介護ネットワーク利用上の留意事項】に留意して、いちき串木野市医療・介護ネットワークを利用する。

(ID・パスワードの管理)

第 11 条 いちき串木野市医療・介護ネットワークの ID 及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し共有しない。
- (2) 一つの ID を複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合8ケタ以上とし、定期的(最長で2か月に1回)に必ず変更する。
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマホやタブレット、パソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

(IT 機器のセキュリティ対策)

第 12 条 IT 機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨・検討する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワードを設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
- (2) 情報機器(Android、iOS等携帯端末)には、Google play、App Store 以外からのアプリケーションをインストールしないこと。情報機器(PC: MacOS、WindowsOS等)にはP2Pソフトのインストールをしないこと。
- (3) 情報機器(PC)には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- (4) ブラウザは ID やパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) いちき串木野市医療・介護ネットワークの操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロードや、コピー、スクリーンショットの取得を行わないこと。
- (6) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式でいちき串木野市医療・介護ネットワーク管理者に届け出て、承認を得ること。
- (7) BYOD(ユーザー個人所有の端末の業務使用)を許可するかどうかは、事業所ごとの判断となるが、できるだけ、業務用端末の支給に努める。もし、BYODを許可する場合は、施設管理者は下記を遵守する。
 - ・利用者に対し、「厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 6.9 情報及び情報機器の持ち出しについて」の内容に従った管理を行う。
 - ・利用者に対し、端末や OS 等に応じて推奨されている適切な方法により、アプリケーションをインストールするように指導する。
 - ・アプリケーション等の脆弱性に関する情報を収集し、利用者が脆弱性に明らかになったアプリケーションを使用していないか、定期的に確認すること。

(その他)

第 13 条 その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、事業者がこれを別に定めることができる。

附則

第 1 条 この規程は平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

2021 年 2 月 8 日 一部改正

【いちき串木野市医療・介護ネットワーク利用上の留意事項】

(1) 連携元事業所

- ・MCS で患者単位のグループを作り、それぞれの患者ごとにアクセスする必要のある事業所内外の医療介護従事者のみを招待して患者単位のチームを作る。1つのグループで複数の患者個人情報が混在するような運用は避ける。
- ・連携元事業所は、該当するユーザーが辞めた時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者グループごとに、参加しているメンバーが適切であるかどうかの精査を行う。

(2) いちき串木野市医療・介護ネットワーク管理者

- ・いちき串木野市医療・介護ネットワーク管理者は、いちき串木野市医療・介護ネットワークを利用しなくなった患者について、「保管機能」を使って速やかに保管庫に移す。
- ・いちき串木野市医療・介護ネットワーク管理者は、いちき串木野市医療・介護ネットワークの安全かつ適正な運用管理を図り、ユーザーの不正利用が発生した場合等は、そのユーザーのいちき串木野市医療・介護ネットワークの利用を制限もしくは禁止する権限を有する。
- ・いちき串木野市医療・介護ネットワーク管理者も、以下に示すいちき串木野市医療・介護ネットワークユーザーの利用方法を遵守する。

(3) いちき串木野市医療・介護ネットワークユーザー

- ・情報セキュリティに十分に注意し、いちき串木野市医療・介護ネットワークの ID やパスワードを事業所スタッフを含む利用者本人以外の者に利用させたり、情報提供してはならない。
- ・患者グループに招待を受けたユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。
- ・各患者グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報を書き込まない。
- ・各患者グループへの書き込みは、いちき串木野市医療・介護ネットワークの位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報共有の場として利用する。
- ・いちき串木野市医療・介護ネットワークのグループごとに常にだれが参加しているのかをわかりやすくするためにも、いちき串木野市医療・介護ネットワークの個人設定で、スタッフごとにプロフィール、顔写真を登録する。
- ・自分が担当からはずれた時には、該当する患者グループから、すみやかにメンバーから「解除」を行う。
- ・事業所を辞めた時など、いちき串木野市医療・介護ネットワークを利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。
- ・事業所を辞めた時など、いちき串木野市医療・介護ネットワークを利用する必要がなくなった時は、私物の端末に残るいちき串木野市医療・介護ネットワークで利用した画像等は削除を行い、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。
- ・いちき串木野市医療・介護ネットワークユーザーは、書き込みの際に、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示すること。
- ・いちき串木野市医療・介護ネットワークユーザーは、与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
- ・いちき串木野市医療・介護ネットワークユーザーは、MCS のシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに MCS 管理者に報告し、その指示に従うこと。
- ・いちき串木野市医療・介護ネットワークユーザーは、不正アクセスを発見した場合、速やかにいちき串木野市医療・介護ネットワーク管理者に連絡しその指示に従うこと。
- ・安全な回線（携帯電話の回線や施設内の無線 LAN）を使う。街中などの無線 LAN スポット（Wi-Fi 環境）は利用しない。
- ・無線 LAN を使用する場合、親機やサービスの設定として、SSID をステルス設定（自分の存在を知らせるためのビーコン信号を停止させ、見えなくなる設定。機器の仕様説明書を参照）にする。